

# 弁護士による出張授業

## 主権者教育



## いじめ予防授業



## 消費者教育



## ワークルール教育



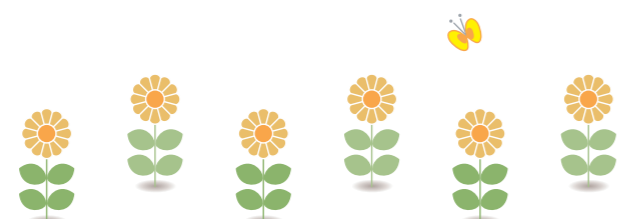
## 刑事司法



## キャリア教育



岡山弁護士会  
公式キャラクター  
たすっぴ



## 費用について

1クラス当たり、1万円(消費税込み)+交通費(当会基準)です。ただし、費用のお支払が難しい場合は、岡山弁護士会の負担にて派遣可能です。弁護士会負担での実施には年間上限がありますので、お早めにお申し込みください。

## 生徒・先生の感想

### 生徒

弁護士と聞くと法律や憲法ばかりで難しい内容をたくさんお話されると思っていたけれど、今の自分たちにできることがなんなのか、分かりやすく教えていただいたので、最後まで関心を持てた。

### 生徒

話を聞くだけでなく、生徒が考える授業だったので良かった。



### 生徒

相手を批判するだけでなく、自分の意見を相手に上手く伝えようとする気持ちが大切だと分かった。

### 先生

打合せでお伝えしたことを子どもたちに伝えるためにたくさん考えて準備して下さったのが伝わってきました。

### 先生

毎年お願いして、生徒も一緒に考えることができ、良い講演をしていただいています。



## よくある質問

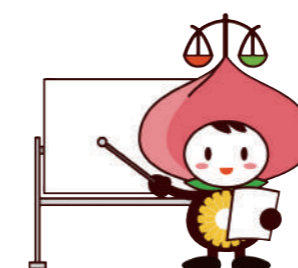
- Q 申込みはいつまでにすればよいですか。
- A 担当弁護士の選定及び授業準備のため、遅くとも希望する授業日の2か月前までにお申し込みください。
- Q クラスが複数ありますが、体育館等で全クラスまとめて実施の方がよいでしょうか。
- A 双方向での授業を想定していますので、可能な限りクラス単位でお申し込みください。クラス単位での実施に必要な数の弁護士を派遣します。
- Q リーフレットに記載されている授業メニュー以外の内容の授業もお願いできますか。
- A 内容や時期にもよりますが、ご相談いただければ、可能な限り対応させていただきます。余裕を持ってお申し込み下さい。なお、過去には人権教育、ジェンダー、校則、SNS等の内容を扱ったことがあります。
- Q オンラインでの授業はしてもらえますか。
- A 対面授業を基本としていますが、やむを得ない事情がある場合は、オンラインでの授業も可能な限り対応いたします。
- Q 事前の打合せはしてもらえますか。
- A 担当弁護士(複数の場合は責任者)が、電話・メール・Web等の適宜の方法で、事前の打合せを行います。内容詳細や進め方等についてのご希望は、打合せ時に担当弁護士にお伝え下さい。

## 申込方法

希望日程の2か月前までに、別紙「弁護士出張授業 申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

## 問合せ先

岡山弁護士会 学校派遣受付担当 (平日9時~16時30分)  
電話:086-223-4401 FAX:086-223-6566



2024年4月岡山弁護士会発行  
デザイン・イラスト:タケシマレイコ  
※たすっぴイラストを除く

## 出張授業の概要

岡山弁護士会では、法教育の講師として弁護士を学校等に派遣し、出張授業を実施しています。年間約50件程度の派遣実績があり、好評いただいています。

現在、岡山弁護士会が用意している基本メニューは本リーフレット記載の6つです。授業の内容や進め方の詳細につきましては、担当弁護士が担当者とお電話等で事前に打合せを行っております。

双方向の授業のため、教室(クラス)ごとに弁護士を派遣する形が基本となりますが、特にご希望があれば、体育館等での講演形式にも対応しています。

## なぜ弁護士が法教育を?

法教育とは、子どもたちに個人を尊重する自由で公正な社会の担い手となってもらえるよう、法や司法制度の基礎にある価値を理解し、「法的なものの見方や考え方」の基礎を育むための教育です。

〇〇教育にあふれる現代において、なぜあえて「法」教育を推奨するのか。それは、法(ルール)は、あらゆる分野の根底に流れる極めて身近なものであり、社会や自身の課題を解決する上でも幅広く応用できるものだからです。

デジタル化を中心とする技術革新等によって急速に変化する現代においては、目の前の法(ルール)を一種の「正解」として受け入れるだけでなく、大量の情報の中から適切に「事実」を認定・評価し、「個人の尊厳」や「自由」、「公正」等のキー概念の深い理解を基礎として、法(ルール)を主体的に創造・解釈・適用していくことが今後益々必要になってきます。

そこで、この出張授業では、実務家として、日々、法(ルール)を扱っている弁護士から、学校の先生方と連携・協働して、生徒の思考の基礎となる「法的なものの見方・考え方」を育む授業をお届けします。



## 弁護士による授業の特徴

### 1 専門性と実務経験

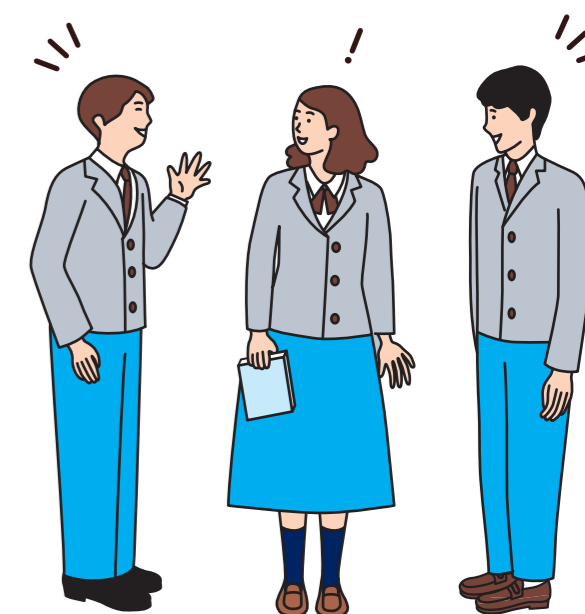
法の専門家であり、また現実社会の諸課題や紛争を日々扱う実務家による授業であること

### 2 思考重視

単なる知識の暗記ではなく、ものの見方・考え方(思考方法)を育む授業であること

### 3 双方向型

答えのない問いについて、生徒と一緒に考える双方向型の授業であること



## 主権者教育

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てるための授業です。

対象学年：小学校5年生～高校3年生 関連教科：公民科、総合、特別活動  
授業時間：1～2時限(50～100分程度) キーワード：民主主義、法の支配、立憲主義、人権、幸福、正義、公正

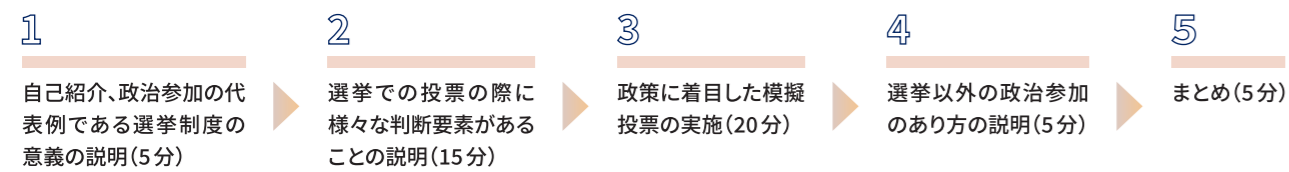


### 授業の概要

主権者には、世の中に多種多様に存在する問題に対して主体的に判断・行動していくことが求められます。それは数年に1回の選挙で投票することにとどまりません。現実社会の事柄や課題を題材として、選挙において選挙権を行使する心構えと、日常的に世の中の出来事に関心をもって投票以外の方法でも政治参加していく意識の向上を目指した授業を行います。

### 授業の流れ

【一例】民主主義について-政治参加って何？



## 消費者教育

消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者になるために、契約に関する知識やクレジットの仕組みなどの必要な知識を学ぶ授業です。

対象学年：中学校1年生～高校3年生 関連教科：公民科、家庭科、総合、特別活動  
授業時間：1時限(50分程度) キーワード：契約、消費者の権利と責任、消費者保護

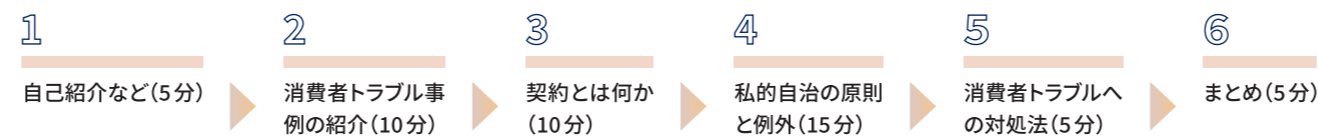


### 授業の概要

私たちは日頃、食料品や生活用品を業者から購入するなど、消費者としての生活は避けられません。その際に、消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者として行動するため、契約がどのように成立し、どのような効力を有するかなどの契約に関する知識をお話します。また、実際の消費者トラブル事例の紹介や、トラブルへの適切な対処法についてもお話します。

### 授業の流れ

【一例】消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者になるために



## 刑事司法

刑事事件をテーマに、捜査・裁判の過程、犯罪・刑罰の意義等について学ぶ授業です。

対象学年：高校1～3年生 関連教科：公民科、総合、特別活動  
授業時間：1時限(50分程度) キーワード：公正な裁判、適正手続、刑罰の意義、裁判員制度

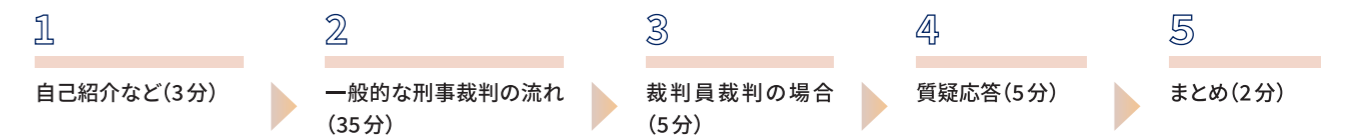


### 授業の概要

犯罪捜査や刑事裁判(裁判員制度を含みます。)の流れを学ぶことで、その仕組みや意義についての理解を深めます。また、そもそも犯罪や刑罰とは何かといった罪と罰を巡る様々な問題に触れることで、刑事司法制度への理解を深めます。

### 授業の流れ

【一例】刑事裁判について学ぼう



## いじめ予防授業

学校で起こるいじめを予防するために、いじめをしてはいけないのなぜか等を人権の観点から弁護士と一緒に考える授業です。

対象学年：小学校5年生～高校3年生 関連教科：特別活動、道徳、総合、社会  
授業時間：1時限(50分程度) キーワード：人権、個人の尊重、相互理解・寛容、人権教育

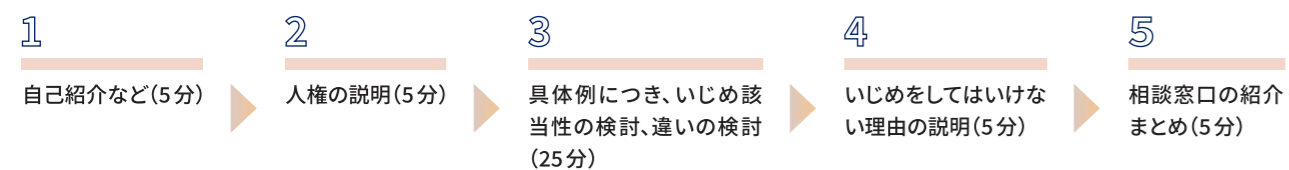


### 授業の概要

憲法等の法的知見を踏まえ、人権とはどういうものかを伝えます。その上で、事例等を通じていじめ問題を検討し、人権の観点から、いじめはやってはいけないことであると理解してもらいます。いじめに遭った時の相談窓口の紹介などもします。

### 授業の流れ

【一例】いじめについて考える



## ワークルール教育

働く(労働者)・雇う(使用者)上で、必要となる労働法や諸制度についての理解を深めるための授業です。

対象学年：高校1～3年生 関連教科：公民科、家庭科、総合、特別活動  
授業時間：1時限(50分程度) キーワード：契約自由の原則、労働契約、労働者の権利、雇用と労働問題

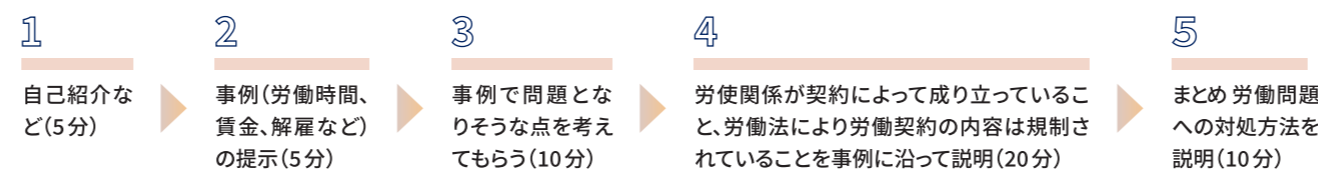


### 授業の概要

労使関係の基本は労使双方の合意(契約)によって成り立っていますが、労使間の力の差を前提にして、労働者を保護するための一連の法律(労働法)により、労働契約の内容は規制されています。現在または将来、生徒が働いたり他人を雇ったりすることになった際に、労働問題が発生することを未然に防止し、万一、労働問題に遭遇した際には、適切に対処できるようになることを目指した授業です。

### 授業の流れ

【一例】事例で学ぶワークルール



## キャリア教育

弁護士の一日の仕事や実際の事件での経験等をもとに弁護士の仕事や役割を伝える授業です。

対象学年：小学校5年生～高校3年生 関連教科：特別活動、総合、公民科  
授業時間：1時限(50分程度) キーワード：社会的・職業的自立、自己実現、弁護士



### 授業の概要

様々な経験を積んできた弁護士が、弁護士になった経緯や日々の仕事の内容、やりがいや苦労等についてお話します。また、弁護士を目指す生徒向けには、大学進学後の勉強や弁護士になるための方法をお伝えすることもできます。

### 授業の流れ

【一例】弁護士の仕事

